

子ども・子育て支援新制度の施行にあたって市町村が独自に定める事項について

1. 目的

平成 24 年 8 月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るための子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月に施行予定の子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。

新たな制度において保育園等を利用するにあたっては、市町村が保護者からの申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定することとなっており、保育認定に当たっての保護者の就労時間の下限については国が定める基準の範囲内で市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされている。

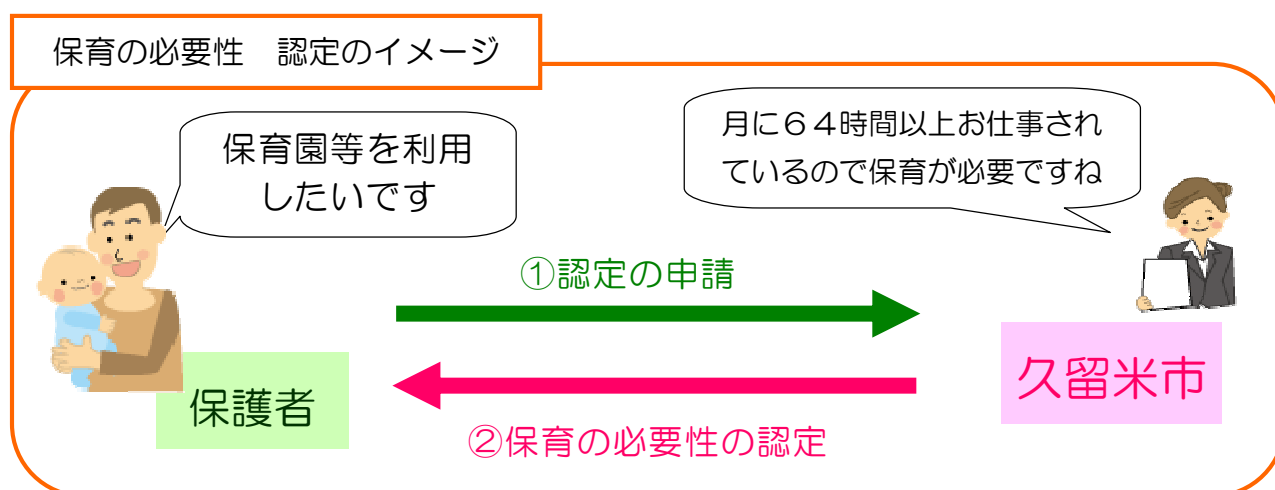
また、新制度において保育事業として認可を受ける事業所内保育事業にあつては、従業員の子どものほか地域において保育を必要とする子どもの定員枠を設けることが認可基準のひとつとされており、この地域住民枠については国が定める基準を参酌し、市町村が地域の実情に応じて定めることとされている。

今回、新制度施行にあたって市町村が独自に定めるこれら 2 つの項目に関して、久留米市の基準を定めるものである。

2. 市町村が独自に定める基準と市の考え方

1) 保護者の就労により保育認定を受ける場合の下限時間の基準

久留米市では、現行の保育園への入所要件である「一月あたり 6 4 時間以上」を基準とする。



- ※ 両親がいる場合は就労時間の短い方の保護者の就労時間の下限時間で認定します。
- ※ 保育の必要性の認定により、保育園等が利用できるようになります。また、実際の手続きは認定申請と利用希望申込は同時に行われることが想定されています。

新制度での「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

- 就労（働いている）
- 妊娠・出産
- 病気・障害
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（学校に通っている）
- 虐待やDVのおそれがある
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している
- その他市が定める事由

保護者の就労時間

64時間／月以上
（久留米市案）

国基準	市基準案	市基準案の考え方
就労下限時間は国が定める 48～64 時間の範囲内で市町村が地域の実態を考慮し定める	保育認定の就労下限時間を <u>64時間／月以上とする</u>	新制度においては、現行の保育所への入所要件である64時間／月以上という基準を引き継ぐ

2) 事業所内保育事業の地域住民枠

現在の市内事業所内保育所と保護者の就労の実態を踏まえつつ、久留米市では、国の基準のおよそ半分程度の地域住民枠を設定することを基準とする。

定員区分	地域枠の定員		市基準案の考え方
	国基準	市基準案	
1名～5名	1名	国の基準のおよそ 半分程度とする	久留米市の事業所内保育事業者と保護者の就労の実態を考慮する
6名～7名	2名		
8名～10名	3名		
11名～15名	4名		
16名～20名	5名		
21名～25名	6名		
26名～30名	7名		
31名～40名	10名		
41名～50名	12名		
51名～60名	15名		
61名～70名	20名		
71名～	20名		